

中山間地域振興対策別委員会会議録

平成19年6月25日

場 所 第3委員会室

平成19年6月25日（月曜日）

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

午前10時0分開会

会議に付した案件

○概要説明

地域生活部

1. 過疎地域の状況等について
2. 過疎対策の推進体制等について
3. 集落の整備について

農政水産部

1. 山間地域における主な農業施策の取組について
2. 本県の市町村別耕作放棄地の状況について

○協議事項

1. 県内調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（14人）

委員	長	河野哲也
副委員	長	松田勝則
委員		緒嶋雅晃
委員		坂元裕一
委員		野辺修光
委員		濱砂守
委員		中野一則
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		黒木正一
委員		太田清海
委員		高橋透
委員		西村賢
委員		田口雄二

説明のため出席した者

地域生活部

地域生活部長	丸山文民
地域生活部次長 (地域政策担当)	森山順一
地域生活部次長 (交通・情報・国際担当)	太田英夫
部参事兼 生活・文化課長	日高勝弘
地域振興課長	湯浅真一
情報政策課長	渡邊靖之

農政水産部

農政水産部長	後藤仁俊
農政水産部次長 (総括)	西田二郎
農政水産部次長 (農政担当)	黒岩一夫
農政水産部次長 (水産担当)	佐藤信武
農政企画課長	玉置賢
地域農業推進課長	岡崎吉博
営農支援課長	米良弥裕
農産園芸課長	小八重雅裕
畜産課長	荒武正則
農村計画課長	佐藤公一
農村整備課長	原川忠典
農水産物ブランド対策監	服部修一
担い手対策監	土屋秀二
農業改良対策監	吉村豊
消費安全企画監	吉田周司
国営事業対策監	矢方道雄

事務局職員出席者

政策調査課副主幹 (特別委員会担当)	河野龍彦
議事課主査	隈元淳二

○河野哲也委員長 ただいまから中山間地域振興対策特別委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程であります。

お手元に配付の日程案をごらんください。まず、3の協議事項についてであります。当委員会の調査事項につきましては、前回の委員会におきまして正副委員長一任となっておりますので、調査事項について御確認をお願いしたいと思います。

次に、4の概要説明であります。前回の委員会におきまして、委員の皆様からいくつか資料請求がありましたので、地域生活部及び農政水産部から、要求のあった資料を中心に説明をしていただきたいと思います。

なお、前回の委員会におきましては、過疎対策に関して御意見が多く出されましたことから、地域生活部につきましては、市町村を含めた過疎対策の推進体制等や集落の整備の考え方などを含めて説明をしていただきたいと思います。

最後に、5であります。今後予定しております県内調査等について御協議いただきたいと思います。

以上のとおり取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野哲也委員長 それでは、そのように決定いたします。

それでは、調査事項についてであります。資料1をごらんください。調査事項につきましては、正副委員長で2のように作成しておりますので、御説明をいたします。

まず、(1)「中山間地域の実態に関すること」であります。前回の委員会におきましては、「過疎集落の人々の生活環境を整えていくことが、中山間地域が持つ機能の確保につながる」との

御指摘がございました。しかし、執行部におきましては、データを含め過疎集落の実態等が十分把握されていないと見受けられました。このようなことから、当委員会としましても、執行部に要請しながら、また、当委員会としても県内調査等を通じて実態の把握をしていく必要があると考えますので、このような項目を挙げております。

次に、(2)「過疎対策に関すること」であります。これも、前回の委員会におきまして、「現在の過疎対策が本当に過疎に歯止めをかけるような対策になっているのか、あるいは集落の維持につながるものなのか」という御意見が委員からありました。現在の過疎対策の検証という観点からこのような項目を挙げております。

最後に、(3)「地域の特性を生かした中山間地域振興に関すること」であります。中山間地域におきましては過疎化や高齢化が進み、また、地勢的に不利な条件にありながらも、地域の住民が主体となって、地域の特性を生かしながら地域づくりで成果を上げている事例もございます。中山間地域の振興という観点から、このような頑張っている事例につきましても、県内、県外含めて調査していく必要があるのではと思いますので、このような項目を挙げております。

以上の調査事項で御了解いただきたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野哲也委員長 では、当委員会としては、このような項目を調査事項として決定いたします。

それでは、これから執行部の説明に入ります。執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時5分再開

○河野哲也委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明に入ります前に、前回の委員会で要求があった資料のうち、総合政策本部で作成していただきました、各市町村別の年齢5歳階級別人口構成をグラフにしたA3判の資料をお手元に配付してありますので、御確認ください。

それでは、地域生活部においていただきましたので、概要説明をお願いいたします。

○丸山地域生活部長 おはようございます。それでは、座って説明させていただきます。

本日報告します項目につきまして、概要説明を申し上げます。

委員会資料をお開きいただき、目次をごらんいただきたいと思います。1番目、過疎地域の状況等について、これは、前回の委員会で資料要求がございましたので、その点について資料を追加しております。それから、過疎対策の推進体制等について、最後に、集落の整備についてであります。

詳細については、地域振興課長から説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○湯浅地域振興課長 1ページをごらんください。まず、過疎地域の状況等について、前回の委員会で要求のございました資料について御説明いたします。

1番の「地域振興立法（5法）指定市町村等一覧」についてでございます。各法における指定市町村及び一部指定の市町村においては、例えば、左から2番目の欄の山村振興法について見ますと、日南市では鶴戸と酒谷、串間市では本城と都井、西都市では三財、三納、東米良と、市町村の一部地域が指定されております。一番

左の欄の過疎法につきましては、市町村単位での指定が原則となっておりますが、現行法施行以後市町村合併が行われた関係で、特例として、都城市における旧高崎町域、日向市における旧東郷町域、小林市における旧須木村域につきましては、市町村の一部地域のみが旧市町村単位で指定されているところでございます。このように法令によって地区指定の単位は異なっております。

次に、資料の2ページをごらんください。県内市町村別高齢化率の推移でございます。前回の委員会で過疎地域と非過疎地域の平成12年と17年の高齢化比率について触れさせていただきましたが、各市町村ごとの詳細についてはこのとおりとなっております。17年のデータを見ますと、過疎地域市町村における高齢化率の平均は33.4%となっておりますが、特に高齢化が進んでいる市町村は、旧北郷村の42.7%、西米良村の40.8%、旧南郷村の40.0%などとなっております。非過疎地域と比較しまして高齢化が深刻でございます。

次に、資料の3ページをごらんください。県内市町村の人口推移についてでございます。地域指定の要件が昭和35年からの人口減少率となっておりますので、昭和35年からのデータをお示しいたしてあります。表の右端をごらんください。過疎地域における昭和40年と平成17年の人口比較では平均で59.5%となっておりますが、西米良村31.8%、諸塚村37.6%、日之影町39.2%と、過疎地域市町村の中でも特に減少しております。また、非過疎地域市町村における昭和40年と平成17年の人口比較では平均で120.4%となっており、過疎地域市町村との違いが顕著となっております。

次に、資料の4ページをごらんください。過

疎地域市町村の推移でございます。過疎法は10年間の時限立法でございますので、この表では現行の過疎地域自立促進特別措置法を含め、これまでの4つの過疎法における指定市町村の推移を一覧にしたものでございます。

まず、昭和45年に施行されました過疎地域対策緊急措置法でございますが、指定市町村数は27でございます。

続きまして、昭和55年に施行されました過疎地域振興特別措置法でございますが、指定市町村数は26でございます。旧山之口町と国富町につきましては、昭和45年までに減少傾向にあった人口が、過疎地域対策緊急措置法の10年間で人口が増加したことにより、過疎地域振興特別措置法においては過疎地域の指定から外れております。なお、指定から外れた市町村については、法の適用除外による激変緩和のため、特定市町村として一定期間は過疎地域と同等の優遇措置を得られることになっており、表に黒の三角で表示しております。

続きまして、平成2年に過疎地域活性化特別措置法が施行されましたが、指定市町村数は22でございます。この法律では、旧高岡町、旧高城町、西都市、木城町が、過疎地域振興特別措置法の10年間に人口増に転じたか、人口減少が緩和したこともあり、指定から外れております。

最後に、平成12年に施行されました、現行法であります過疎地域自立促進特別措置法ですが、21市町村が指定されております。この法律では、平成2年に指定から外れた木城町が再び過疎地域の指定となっており、逆に旧山田町、綾町の2町が、人口増または人口減少緩和により指定から外れております。また、市町村合併による特例で過疎地域とみなされる市町村としての要件を満たしたため、延岡市の全域が平成18

年2月以降、法の指定を受けております。なお、同じく、合併市町村についてであります。都城市、小林市、日向市につきましては、合併による特例要件を満たしませんでしたので、合併前の過疎地域のみが法の適用を受ける過疎地域とみなされる区域を持つ市町村となっております。

○渡邊情報政策課長 資料の5ページをごらんください。携帯電話サービス未提供地域について御説明いたします。

この資料におきまして未提供地域と申しますのは、携帯電話が1社も受信できない地域を示しております。資料の市町村への照会調査によりますと、県内には、平成19年3月末現在では、未提供地区が102地区、3,404世帯の未提供世帯がございます。そのうち過疎地域該当が78地区、1,988世帯、過疎地域以外が24地区、1,416世帯となっており、未提供世帯の約6割を過疎地域が占めております。

なお、下でございますが、平成18年度は、事業者独自整備等も含めると553世帯を解消したところでございまして、そのうち過疎地域において440世帯を解消しております。

情報政策課については、以上でございます。

○湯浅地域振興課長 続きまして、過疎地域対策の推進体制についてでございます。

資料の7ページをごらんください。本県の過疎地域対策を体系的に表したものでございます。まず、「1.宮崎県過疎地域自立促進方針」でございます。過疎地域自立促進特別措置法第5条に、「都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定めるものとする」と規定されております。その内容についてでございますが、過疎地域の自立促進に関する基本的な事項のほか、各種産業の振興、交通通信体

系の整備、情報化並びに地域間交流の促進、生活環境の整備等、法で定める9つの事項について、本県の過疎対策の基本方針を記載しております。

次に、「2. 過疎地域自立促進市町村計画」でございませう。この計画は、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、すべての過疎地域市町村が、県が定める過疎地域自立促進方針に基づき、市町村議会の議決を経て定めるものでございませう。記載内容といたしましては、宮崎県過疎地域自立促進方針と同様の9つの法定事項と、その他としまして「地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項」について記載することとなっており、それぞれの事項について当該市町村の現状、問題点、対策等を定めております。

そして、「3. 宮崎県過疎地域自立促進計画」でございませうが、過疎地域自立促進特別措置法第7条の規定によりまして、2の過疎地域自立促進市町村計画を広域的な観点からサポートする計画として県の計画を定めることとされており、宮崎県過疎地域自立促進計画を作成しております。この計画は、市町村が過疎地域自立促進市町村計画に掲げる事項について、県が市町村に協力して講じるための計画になっております。具体的には後ほど御説明いたしますが、例えば、国県道の整備や基幹的な市町村道、農林道等の代行事業、広域漁場整備事業など、1つの市町村に留まらず広域的な対応が必要なものについて記載した計画となっております。

以上が、法で定められた過疎地域計画の枠組みでございませうが、本県独自の取組としまして、宮崎県過疎地域自立促進計画には含まれない、女性や若者、高齢者の人材活用などの事項を盛り込んだ「宮崎県過疎地域振興計画」を策定し

まして、県、市町村のほか、地域住民、各種機関等が一体となった過疎地域対策を進めているところでございませう。

次に、資料の8ページをごらんください。ただいま御説明いたしました、2の過疎地域自立促進市町村計画と、3の宮崎県過疎地域自立促進計画に基づいた平成17年度の事業実績についてまとめたものでございませう。

一番下の欄ですが、総実績額としましては、市町村計画に基づいたものが約219億円、県計画に基づいたものが約239億円となっております。内訳について見ますと、「産業の振興」や「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」につきましては、広域的な事業の展開が必要なものが多いため、市町村計画に比べ、県計画に基づく事業実績が1.9倍となっております。逆に、「医療の確保」や「教育の振興」、「地域文化の振興」につきましては、基本的には市町村が主体となって事業を実施しており、県計画に基づく事業実績は、自治医科大学運営負担金や育英資金貸与事業貸付金など広域的な対応が必要なものに限定されております。また、「生活環境の整備」、「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」、「集落の整備」や「その他地域の活性化に必要な事項」につきましては、そのほとんどが住民の生活に密接にかかわる分野でございませうので、市町村が主体となって行う施策として、事業実績についても市町村計画に基づくもののみとなっております。

このように、住民の生活に密接にかかわる分野の事業については市町村、広域的な対応が必要な事業については県というように、その性質や必要性によって県と市町村とが役割分担をして過疎地域対策を推進しております。

過疎地域対策の推進体制については、以上で

ございます。

続きまして、資料の9ページをごらんください。「Ⅲ 集落の整備について」でございます。

まず、1 過疎地域集落の状況についてでございます。若干古いデータではございますが、平成12年に県が過疎地域市町村に聞き取り調査を行った結果でございます。

まず、①の集落数及び内訳についてでございます。平成12年現在で、旧延岡市を除く過疎地域市町村の集落は903となっております。この903集落について、機能、距離、地形の3つの観点から分類しております。表1は分類別の構成比を表しております。役場などがある中心集落、支所や学校がある基幹集落、それ以外の周辺集落の3つの機能的観点から見ますと、役場などがある地域の中心集落が30集落、役場支所や学校などがある基幹集落が89集落で、合わせて全体の1割強となっております。残りの784集落が周辺集落となっております。また、役場から10キロ以内を近隣集落、10キロ以上を遠隔地集落とする距離的な観点から見ますと、遠隔地集落が約3割で285集落となっております。平地、中間地、山間地の3つの地形的な観点で見ますと、いわゆる中山間地域であります、中間地集落と山間地集落が全体の約8割を占めております。

②の集落人口の動向でございます。平成2年から平成12年の10年間に、全体の約4分の3に当たる691集落で人口が減少しております。また、機能、距離、地形の3つの観点からそれぞれ比較してみますと、遠隔地集落及び山間地集落において、20%以上の減少割合が特に高くなっております。逆に、平地集落においては4割以上の集落で人口が増加しております。

③の高齢化の状況でございます。全集落の半

数以上が高齢化率30%以上となっております。また、先ほどの人口減少と同様に、遠隔地集落及び山間地集落においては約4分の1が高齢化率40%以上の集落となっております。逆に、中心集落及び平地集落においては高齢化率の低い集落が多くなっております。

次に、資料の10ページをごらんください。

「2 集落の整備方針等」でございます。「① 集落整備の方針」についてですが、県における集落対策については、先ほどの宮崎県過疎地域自立促進方針に記載しておりますので、同方針の集落に関する箇所を抜粋して記載しております。まず、過疎地域が自立していくためには、その基本単位である集落の活性化を促進していくことが重要であることから、住民の自主的・主体的な活動を促進するとともに、その活動を推進する地域リーダーの養成に努めることとしております。また、公営住宅、多目的集会所等公共施設の適正配置による集落環境の整備を図り、さらに、過疎化、高齢化の傾向が著しい周辺集落においては、住民の意向を尊重しながら、今後の集落のあり方について必要に応じた検討を行うこととしております。

続きまして、②の集落の再編整備についてでございます。高齢化の進行や若年者の流出等により、集落機能の維持・存続が困難になってきている集落については、集落間の連携強化や、集落の合併・併合による新たな集落、行政区の設定などにより、小学校区などの広域的な地域単位で再編し、地域として集落機能の維持・強化を図っていきます。また、特に交通の条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な集落で、集落としての機能を喪失し、あるいは喪失しつつある集落については、住民の意向を十分に尊重して、当該過疎地域市町村

と連携を図りながら、基幹集落等への移転の課題に取り組んでいくこととしております。

過疎地域市町村は、これらの方針に基づいて、それぞれ市町村の過疎地域自立促進市町村計画の中で、集落の整備に関する現況、問題点、対策等を定めて、計画に基づいた事業を展開しております。その内容を11～14ページに記載しております。

まず、11ページをごらんください。平成14～18年度までの5年間に市町村が実施した集落対策事業等について、地域振興課で照会したものでございます。詳細についてはまだ把握しておりませんが、必要がある場合には、後日また調査したいと考えております。

まず、「① 集落整備」についてでございます。「(1) 集落活性化のための施策」ですが、例えば、2つ目の欄の西米良村では、地域拠点づくり事業として、村民による自発的な活動組織に対する支援を行っております。その他木城町では、定住促進奨励金制度で、町外からの家族での転入者に対して助成を行っているほか、町内在住者に対して第2子以降の出産や就学奨励金制度を設けるなど、集落活性化のための施策を幅広く展開しております。

「(2) 集落環境整備事業」についてでございます。集落環境整備のための施策として、8市町村において、公営住宅の整備や公民館、集会所の整備を実施しております。

次に、資料の12ページをごらんください。「② 集落再編」についてでございます。「(1) 集落再編整備」といたしまして、北郷町、椎葉村において行政区再編を行っております。北郷町におきましては、平成18年度の総行政区数が26から23へ、また椎葉村では、平成13年度以降の行政区数推移といたしまして、103から94となって

おります。

「(2) 集落移転」についてでございます。広い意味での集落移転の事例になりますが、椎葉村では平成15年度に、独居老人等集落内での生活維持が困難な方を入居対象とする高齢者共同生活支援施設を村の中心部に建設し、現在、9世帯が生活しております。

続きまして、「③ 集落巡回サービス」についてでございます。多くの市町村が集落維持の一環として巡回サービス等を行っております。まず、「(1) 交通対策」についてでございますが、都城市、高原町、美郷町において、交通手段を持たない遠隔地集落の高齢者等の足として、民間業者と委託契約して運行する乗り合いバス・タクシー事業を実施しております。また、延岡市、小林市など10市町村において、民営バスの廃止に伴い市町村営のバスを運行しております。

次に、資料の13ページ、「(2) 商品購買対策」でございます。都城市高崎町では、町商工会が窓口になって、カタログに掲載された町内加盟店の商品を、遠隔地や外出が困難な方のために届けるサービスを行っております。また、民間のスーパー、商店などが定期的に巡回販売する移動スーパーマーケットが、西米良村など10市町村で実施されております。また、生活協同組合コープみやぎの共同購入事業では、県内一律料金で個別宅配するサービスを行っております。

次に、「(3) 医療対策」でございます。延岡市を初め12市町村において、無医地区やへき地診療所等において定期的に出張診療や看護を実施しております。

「(4) 福祉対策」でございます。ホームヘルパー派遣事業では、延岡市など5市町村において、介護保険対象外の方に対して社会福祉協議

会が独自の取組を実施しております。また、生き甲斐創出のための事業として、北郷町など5市町村においては、周辺集落在住の高齢者の生きがいつくりのため、会場までの移送補助や出張サロン等の開催を行っております。

「(5) その他」の巡回サービスでございます。諸塚村、高千穂町では、有償ではありますが、独居老人等を対象とした、婦人ボランティア等による配食サービスを行っております。また、椎葉村、日之影町、五ヶ瀬町におきましては、郵便局と連携した声かけサービスなども実施されております。

次に、14ページをごらんください。その他としまして、「定住促進のための土地・建物の建設(造成)、販売」の実績について記載しております。例えば西米良村についてですが、定住促進のために10区画を造成、分譲しており、既に6区画の販売をいたしております。

このように、市町村において交通、福祉、医療、住宅など様々な取組がなされており、県の各部局がその取組を支援するという形で集落対策に取り組んでいるところでございます。

過疎地域市町村における集落対策の事例については、以上でございます。

次に、資料の15ページをごらんください。地域づくりの事例でございます。一つの集落からなるものや広域的な集落が連携したものまで、様々な地域づくりの取組が展開されております。ここでは代表的な事例として3地区の取組につきまして御紹介したいと思います。

まず、①の五ヶ瀬町桑野内地区でございます。五ヶ瀬町桑野内地区では、平成8年から、住民主体の地域おこしグループであります「夕日の里づくり推進会議」が中心となって、農作業体験などを1泊2日で楽しむ「ふるさと体験交流

ツアー」などを実施し、都市と農村との交流を核に地域づくりを展開しております。また、平成18年度には、農家9戸が農村民泊の営業を開始するなど新たな分野にも取り組むとともに、農産物直売等を行う「夕日の里交流拠点施設」を整備し、隣接する五ヶ瀬ワイナリーと一体となった地域振興を行っております。主な事業内容としましては、平成18年度は、ふるさと体験交流事業を実施し、福岡地区から39名の参加者を得ております。また、「夕日の里フェスタ in 五ヶ瀬」には約1,800人の参加者を得ております。

次に、②の日之影町戸川地区でございます。日之影町戸川地区は、集落全体が美しい石組みによって形成されていることから「石垣の村」と呼ばれておりまして、7世帯から成っております。平成3年に7世帯によりまして「石垣の村管理組合」を結成し、宿泊研修施設「石垣茶屋」を拠点に、棚田や石垣、神楽など地区の資源の保存・伝承のほか、「石垣の村棚田まつり」等を開催し、都市住民との交流事業を実施しております。また、町が進める森林セラピー基地づくりの一環として、今後、周遊施設の整備や観光商品づくりを進め、さらなる地域の魅力向上を図ることとしております。主な事業内容としまして、平成19年4月には「石垣の村トロッコ道ウォーキング」を実施し、約250名の参加を得ております。また、同日開催いたしました「石垣の村棚田まつり」には約600名の参加を得ております。

最後に、③の西米良村小川地区でございます。西米良村小川地区には数多くの民話が残されていることから、語り部を養成し、西米良民話館において語り部による民話の読み聞かせ等を行っております。平成12年より、地区民が主体となって「カリコボーズの山菜まつり」を開催

しております。また、西米良固有の文化であります作小屋を活用し、集落の活性化、都市住民との交流拠点となる「小川作小屋」の整備も計画されております。今後の展開として、既存施設等と一体的な運営を行う、地域住民からなる経営組織「小川作小屋村会社」を設立し、自立自走の地域経営拠点づくりを行うこととしております。主な事業としましては、今年5月、「カリコボーズの山菜まつり」を実施し、約2,000名の参加者を得ております。また、昨年度の「民話語りと神楽の夕べ」には約100名の参加がございました。

以上、紹介させていただきました3つの事例の他にも、全国的にも注目を集めるような取組も出てきており、県といたしましても、優良事例につきましては宮崎県地域づくり顕彰において表彰し、さらなる意識の高揚を図るほか、元気のいい地域づくり総合支援事業などを活用して、地域の自主的・主体的な活動に対して総合的な支援をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○河野哲也委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

○野辺委員 中山間地域の振興を図るために、過疎地域自立促進特別措置法についてですが、特に私どもの串間は、道路なんかを含めてこの過疎債の恩恵を受けていろんな事業を進めてきたんですが、これは平成21年までになっていますけれども、この再延長についての見通しはどういうことになっているのでしょうか。

○湯浅地域振興課長 過疎地域自立促進特別措置法は平成21年度、平成22年3月までが法期限になっております。今後は、過疎市町村と各県で構成しております自立促進連盟という全国組

織と情報を交換しながら、今後の取組を進めていきたいと考えております。

○野辺委員 仮に今回の自立促進特別措置法で終わるようなことになると、中山間地域の振興というのは全くお手上げ状態になると思います。そういうことはないと思いますが、もう19年ですから、再来年までですね。名前は変わるでしょうけど、また新たな措置法に向けてひとつ努力をお願いしたいと思います。

○濱砂委員 資料のお願いをしたところで、合併前からの人口の減少率という話をしたんですけども、昭和の大合併の時の資料を、今日じゃなくて結構ですから、分かれば教えていただけませんか。

過疎法の中に、実は西都市が入っていないんです。旧合併前の市町村、昭和の大合併前辺りから見ると、他の地域から見てもかなりの過疎現象が、旧東米良村とかは、宮崎県で一番過疎が進んだ地域だとこの前話をしたんですが、そこ辺りが、通り過ぎてしまっているものですから、過疎法が適用できない。片一方では、合併をした延岡辺りが過疎法が適用されるという、ちょっと変則的な指定といいますか、現実から見ればそうなんだろうけれども、ただ、取り残されてきた地域をもう一度掘り起こして、何とか維持ができるように、生活ができるようにせにゃいかんということで、私どもはこの過疎の特別委員会に入ったつもりなんです。その辺をもうちょっと詳しい資料を出していただいて、もう少し深く調査してみたいと思いますので、よろしくお願いします。現在の過疎法で過疎地域に指定されていない、過疎法が適用されていない過疎地域というのを少し勉強させてください。お願いをいたします。

それから、携帯電話サービス未提供地域の集

計表が出ておりますが、これは、市町村から申し入れがあった分ということですか。

○渡邊情報政策課長 これにつきましては、国の制度事業が1携帯電話も聞けないところということがございますので、私どもでは分かりませんから、市町村が区長さんたちをお願いして調べていただいた結果が、ここに上がっているものでございます。

○濱砂委員 さっき話をしました旧東米良村の中だけでも、7区あるうちの1区しか通じないんです。調査をした内容がどういうものか分からないんですが、市が上げてきたものがこれだけしかなかったということですね。

○渡邊情報政策課長 調査をお願いして、西都市から戻ってきたのは、瓢丹淵が39世帯、尾八重が38世帯、その2つについて調査の対象として御返答が来ております。

○濱砂委員 後から県内調査の協議があるようですが、現場を通るようですから、またその時にお話ししますけれども、7区の中で通じているのは1区だけなんです。今言われた尾八重と瓢丹淵の2つ。それにまだ八重、小八重、中尾、片内、私が知っているだけでも5つありますから、その地域だけではなくて、この他にもまだあるんです。もう少し調査をしていただきたいと思います。西都市の実態を見ると、他の市町村もあるんじゃないかと思えます。

○中野一則委員 えびのもゼロなんです、この未提供サービス地区は広いところもあれば狭いところもあると思うんですが、その中で通じる家と通じない家とあると思うんです。1軒でも通じた場合は、提供サービス地区ということになるんですか。

○渡邊情報政策課長 先ほど申しましたように、これにつきましては私どもが人海戦術でできる

というものではございません。各市町村は、区長さん方をお願いしての調査ということですので、できないところが1世帯でもあれば1世帯と上がってくるはずなんです、その精度につきましては100%ということはないと思います。毎年度やりますと、場合によっては、去年聞こえていないところが聞こえたとか、今年は聞こえていないということがございますので、これは毎年やりながら精度を上げていくように心がけております。

○中野一則委員 どうも市町村の調査が業者任せで、また業者が、未提供地区があればつくれと言われるものだから、そうするとお金がかかるものだから、サービス提供ができていくというふうにするんじゃないかなという懸念。あるいは市町村も、負担が増えるものだから、うちは全部サービスができていくよと言うんじゃないかなという気がして、どうもこの報告と実態に乖離があるんじゃないかという気がするんです。

○渡邊情報政策課長 今言いましたように、各市町村がどの程度の精度でということですが、ただ、本県におきましては、一昨年以来の台風災害ということもございまして、国の制度に加えて、県単事業でも拾っていきたいということでやっております。年度当初、各市町村さんお集まりいただいた際に、こういう制度がございまして、ぜひとも御活用いただきたいということで御連絡はしております。ただ、これは、市町村が要望されたとしても、携帯電話会社のNTTさん、KDDIさん、ソフトバンクさん、それぞれの事業者が「やりますよ。」ということをお願いできないといけませんし、地域によっては携帯事業者の戦略があつて優先順位がございまして、それでなかなか成就さ

れていない地域もございますので、その辺りは順番待ちというところもあろうかと思えます。

○濱砂委員 それは分かってるんですよ。これは19年3月調査ですが、市町村が調査したのがこの時期かなと思うんです。県が調査したのがこれで、市町村に持ち上げさせたのがこれで、市町村が調査したのはそのずっと前だったかもしれないし、明らかに数字が違いますから。言われたように、ランニングコスト等の問題があって、100%補助金でつくるからやってくれと言っても、つくらないんですよ。分かっているんです。それをどうしてつくるかということ今から検討するんですから、実態は分かっていますので。何かありましたら。

○渡邊情報政策課長 済みません。御訂正ですが、19年3月というのは、毎年6月に調査をいたしております。その調査のものから、下のもの、いわゆる未提供地域を解消したものが19年3月でございますので、各市町村に調査をお願いしたのは昨年6月でございます。説明が足りませんでした、以上でございます。

○濱砂委員 では、これに上がってきている未提供サービス区域数という調査は、18年6月末現在ということですね。

○渡邊情報政策課長 はい、さようでございます。

○濱砂委員 多分、区長さんが市町村に上げていないんじゃないかと思うんです。向こうの調査が徹底していないんじゃないかと思うんです。今からやっていかないかん問題ですから、再度詳しい情報をお願いいたします。

○緒嶋委員 宮崎県の過疎地域振興計画、各市町村の自立促進の計画、こういう計画があっても過疎が進むわけですよね。問題はそこなんです。市町村計画も、完全な対策というのはあり

得んと思うけれども、過疎債の枠とかいろいろあって、やりたくても、財政的になかなか対策が立てられない。過疎債は充当されるけれども、町村の財政規模には限界があるわけです。そういうことを含めて、今後、どうすれば本当に過疎地域の振興につながるような、これは不可能といえどもどうしようもないんだけど、いかに過疎をなだらかにするか、減少率を緩やかにするか。40%の高齢化率のところは限界集落到近い町村だと見てもいいんですよ。今後、どういう手立てで対策を立てるかが最も重要じゃないかと思うんですが、その辺りはどう考えておられるんですか。

○湯浅地域振興課長 緒嶋委員おっしゃるとおり、非常に難しい問題でありますけれども、過疎対策推進委員会という県庁の各課で構成している組織がございます。それと、過疎市町村と県と意見交換する過疎地域振興協議会というのがございます。そういったところで実情等を情報交換しながら今後進めていきたいと考えております。

○緒嶋委員 先ほどの平成21年度以降はどうなるのかという問題もあるわけですが、その中で、医療の問題、生活環境が悪化する、後継者もない、ある意味では住めなくなるのが当たり前の地域がどんどん増えてきよるわけですね。これは国の政策にも問題があるわけですが、格差社会をますます増長するようなことでは、過疎はますます進むわけであります。

宮崎県も100世帯移住という計画もありますけれども、それ以上に集落が消滅する数のほうが多いわけです。100世帯ぐらいのことじゃない、1年に100世帯前後が消滅しておるわけだから。入れることよりも、そこに住んでおる人の生活をどう守るかという対策のほうが先じゃないか

と思うんです。その辺のきめの細かい対策を立てなければ、格好のいいことばかり言っておって、現実はそのと逆のことが進んでおる、その事実。企業誘致100社、1万人というけれども、会社が倒産する、失業する人たちが何万人も出る。本当に企業誘致が功をなしたのか。今ある企業や、そこに住んでおる人を守ることのほうが先じゃないか、我々はそのことに主力を置かにかんじかないかという気がするわけです。過疎対策も根本のことから対策を立てていかないと、本当の対策にはならんんじゃないかと思しますので、今後においてはそういうことを視野に入れながら過疎対策を立てていただきたいと思ひます。

○横田委員 人口減少の自治体の中にも、当然若い世代もたくさん定住しておられるわけです。そういう人たちが何でそこに定住しているのか、その理由。例えば親を見らにかんじ、昔からの田畑を守らにかんじ、そういう理由でやむを得ず定住している人もいるかもしれせんし、何らかの魅力を感じて定住している人もいると思うんです。そういう理由を調査したことは過去あったんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 そういう調査はまだしてありません。

○横田委員 しょうがなく住んでいる人ばかりじゃないと思うんです。その地域に魅力を感じながら住んでいる人もたくさんおられると思うんですが、そういう調査をすることによって、できるだけたくさんの若者定住と、都市部から来てもらうヒントがあるような気がするんです。ぜひそういう調査もしていただくといいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひします。

13ページに移動スーパーマーケットというの

がありますが、これも非常に大事なことだと思うんです。「民間のスーパー、商店や農協等が」と書いてありますけれども、これが経営的に成り立つのかどうか、そこら辺りはどうなっているんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 この調査につきましては、地域振興課が独自に市町村に照会しておりました、その詳細はまだ把握していませんので、必要があれば後日調査したいと思ひます。

○横田委員 行政が補助とかでバックアップしているとか、そういうことはないんでしょうか。

○湯浅地域振興課長 申しわけありませんが、その辺も併せて検討していきたいと思ひます。

○横田委員 分かりました。では、また後日教えてください。

14ページ、分譲とかされているようですが、この販売状況は分かりますか。

○湯浅地域振興課長 都城が16区画のうち8区画が販売済みでございます。それと北方、北川は22のうち11が販売済みになっております。それから野尻町の山村定住ですが、14戸が全部入居済みでございます。木城町の山村定住1棟、これも入居済みでございます。諸塚が15戸ございますが、全部入居済みでございます。美郷町は小原に2区画ございますが、2区画とも販売済みでございます。

○横田委員 販売済みも結構あるみたいですけど、造成すればまだまだ売れるような状況なんではないでしょうか。

○湯浅地域振興課長 今後の見通しは把握していません。その辺も後日調査したいと思ひます。

○中野一則委員 照会してほしいと思うんですが、9ページの集落人口の動向、表2の一番最

後に、地形別山間地集落で17.6%が人口増またはゼロという説明がありました。山間地域集落が483ですから、約80~90の集落が増またはゼロということです。山間地域は過疎化が進んで人口がどんどん減少している、高齢化率も高いというのが全体的な流れですが、そういう中でも人口が増えている地域が85前後あるということですが、実際人口が増える状況が顕著に現れた事例はどこですか。

○湯浅地域振興課長 山間地域ででございますでしょうか。

○中野一則委員 そうです。

○湯浅地域振興課長 これも、資料が古いこともありますし、後で実態調査して報告したいと思えます。

○中野一則委員 何かがあるんじゃないかなと思って、知りたいと思ひまして聞きました。あれば後ほど教えてください。

○湯浅地域振興課長 後日、調査して報告いたします。

○河野哲也委員長 それでは、これで終わりにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時0分再開

○河野哲也委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部においでいただきました。早速、概要説明をお願いいたします。

○後藤農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の中山間地域振興対策特別委員会資料を1枚お開きいただきまして、目次をごらんいただきたいと思ひます。本日、農政水産部から

は、5月の当委員会におきまして要求のございました内容といたしまして、Ⅰの「山間地域における主な農業施策の取組について」、Ⅱの「本県の市町村別耕作放棄地の状況について」、この2項目を予定しております。その内容につきましては、この後、担当課長から説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岡崎地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。まず、山間地域における主な農業施策の取組につきまして、生産振興対策、担い手対策、基盤整備対策、地域づくり対策の4点から御説明いたします。

一番下の表をごらんください。山間地域の農業産出額ですが、表の下から2段目の右から2番目にありますように、平成17年に378億円となっておりまして、これは、一番下の県合計3,206億円の約12%となっております。

次に、1の生産振興対策でございますが、夏季冷涼で昼夜の温度差が大きい山間地域の気象条件を生かした園芸部門と畜産部門の振興に取り組み、園芸部門におきましては、昭和62年から立体園芸振興対策事業を実施し、夏秋野菜や花きの新産地の育成、キンカンや平兵衛酢などの特産果樹の定着促進を、畜産部門におきましては肉用牛の導入や小型の飼料作物生産機械等の整備を支援してまいりました。

この結果、2)の成果と課題でございますが、大変申しわけございません。農業産出額の推移の表で野菜部門の修正がございまして訂正をお願いしたいと思ひます。野菜欄の平成17年の右から2番目、37を33に、その右、100を89に訂

正をお願いいたします。それから、その3つ下でございますが、その他の欄の右から2番目、54を58に、その右、57を62に訂正をお願いいたします。

それでは、野菜部門でございます。野菜部門では、トマトやホウレンソウなどの施設野菜が導入されまして経営の安定が図られつつありますけれども、野菜の欄にありますように、昭和60年対比で89%と産出額が減少しております。施設化の推進と併せて、里芋やキュウリといった露地野菜栽培農家への対応が必要となっております。花きにつきましては、スイートピーやホオズキなど新品種の導入が進み、表にありますように、産出額は昭和60年対比で375%の伸びとなっておりますが、施設化の推進とあわせまして、菊やシキミなど露地の花き栽培農家への対応が必要であります。果樹につきましては、キンカンや平兵衛酢などの特産かんきつの導入や定着が図られ、下の表にございますように、産出額は増加傾向にあったものの、昭和60年対比で77%と減少し、高齢化に伴う管理不良園が増加していることから、一層の特産かんきつの振興が必要でございます。

次に、畜産部門につきましては、肉用牛部門では増頭が進みまして、下の表にございますとおり、産出額は昭和60年対比で161%と増加しておりますけれども、飼養戸数が減少傾向にありますことから、ヘルパー制度の充実など地域の担い手の育成・確保が課題となっております。

次に、2ページをお願いいたします。2の担い手対策であります。担い手対策につきましては、1)にありまして、地域の特徴を生かした多様な担い手の育成・確保に向けた取組などの支援や、認定農業者の育成・確保を図ってまいりました。

2)の成果と課題では、表にありますとおり、基幹的農業従事者は平成7年対比で91%に減少しております。うち65歳以上の高齢者の割合は147%となっておりますが、認定農業者は412%の増と、県全体の伸びとほぼ同等となっております。今後はさらに、認定農業者の経営管理能力の一層の向上や、地域の特性を生かしながら取り組む集落営農の組織化・法人化を推進していく必要があると考えております。

次に、3の基盤整備対策についてであります。基盤整備対策につきましては、1)にありまして、水田の基盤整備や農業集落道、生活廃水処理施設等の生活環境、農地防災施設の整備に取り組んでまいりました。

この結果、2)の成果と課題にありますように、いずれも着実に整備が進みつつあるものの、県全体や都市的地域に比べ低い状況となっております。

なお、3ページの上の表にありますように、中山間地域総合整備事業等においては、農業用排水路や農道、農業集落道など、平成7年に比べ大幅に整備が進んだ生活基盤もありますが、今後とも引き続き整備促進に努める必要があります。

次に、4の地域づくり対策であります。地域づくりにつきましては、1)にありまして、地域の資源を活用した個性あるむらづくりや、中山間地域等直接支払制度の実施による多面的機能の確保、さらには、グリーン・ツーリズムなど都市と農村の交流促進による農村地域の活性化を推進してまいりました。

2)の成果と課題にありますように、中山間地域等直接支払制度の集落協定面積やグリーン・ツーリズムインストラクター数、女性グループによる食品加工などの取組等も増加しており

ますが、今後とも、生産対策や担い手の確保、生活環境整備などの施策を一体的に推進していく必要があると考えております。

次に、山間地域におきます取組事例、高千穂町五ヶ村地区について御説明いたします。資料の4ページをお願いいたします。

まず、1の地区の概要でございますが、当地区は、耕地が斜面に階段状に散在するため、機械の乗入れが困難な農地が多く、効率的な農作業が行えない状況にありまして、主な産業は農業で、高齢者や女性の雇用の場がないということでした。また、文化面では、神楽宿の確保が困難なことや伝承者の不足により、昔から受け継がれてきた夜神楽が存続の危機に直面しておりました。このため、地域の活性化に燃える住民を中心に「五ヶ村村おこしグループ」が結成され、農産物直売施設や地域資源を生かしたイベントの開催等によるむらづくりに取り組んでおります。

次に、2の事業内容ですが、当地区では、平成6年度に開業しました天岩戸温泉に隣接して、県単独事業により平成6年度に、農産物直売や飲食施設であります「温泉茶屋」を、また、平成10年度に神楽宿として「神楽の館」を建設いたしております。また、平成12年度から始まりました中山間地域等直接支払制度によりまして耕作放棄の防止に取り組んでおります。

最後に、3の活動内容・効果ですが、(1)にありますように、「温泉茶屋」や「神楽の館」などの施設の整備によりまして雇用の場が確保され、平成18年度実績で、売り上げが1,975万3,000円、雇用者数が延べ1,380人となっております。

また、(2)ですが、町に古くから伝わる夜神楽や刈干切りなどを生かした「神楽ツーリズム」等の開催により、全国から多くの参加者が集まっ

ておりまして、平成18年度実績で、イベント参加者数が725人、宿泊者数が478人となっております。

さらに、(3)中山間地域等直接支払制度によりまして、農道や水路の整備、共同草刈りなどに取り組み、耕作放棄の防止を図っております。

これらの取組が評価されまして、(4)にありますとおり、「平成17年度宮崎県むらづくりコンクール」で大賞を、さらに、「平成18年度農林水産祭むらづくり部門」で農林水産大臣賞を受賞いたしております。

説明は以上であります。

○小八重農産園芸課長 5ページの椎葉村矢立地区の概要について御説明申し上げます。

椎葉村矢立地区は、標高800～1,000メートルに位置しまして、古くから夏大根が栽培されていきました。しかし、耕地面積が少なく、さらには梅雨期を中心に特に風と雨が非常に強いということで、必ずしも農業としては望ましい条件ではなかったところです。

そのために、昭和63年から、2にありますように、基盤造成ということで、新農業構造改善事業を活用しまして、16.7ヘクタールの3つの団地を整備したところであります。それによって防風ネットトンネル、ネットを上にかけて夏大根を作ってきましたが、先ほど言いました厳しい気象条件はそれでも克服できなくて、不安定な生産情勢が続いてきました。この状況を克服するため、平成9年度から、(2)にありますように中山間地域新農業育成支援事業や立体園芸産地確立強化事業等で、気象条件に左右されにくい耐候性ハウス等の整備を2.7ヘクタールで進めていまして、現在これを利用して、山間地域の夏季冷涼な気象条件を生かした夏秋施設野菜や花き等の栽培をしているところです。

その状況については、3にあります活動内容・効果で表の中に具体的に書いております。夏秋ハウレンソウが2.1ヘクタール、夏秋イチゴが8アール、花のトルコキキョウが40アール、ランキュラスが14アール、さらには飼料作物が3.2ヘクタールということで、14戸の農家が栽培しているところです。下のほうに、矢立地区の外観、またハウスのハウレンソウの状況等を載せております。以上です。

○荒武畜産課長 畜産課でございます。

6ページをお願いいたします。畜産における山間地域の取組の事例といたしまして、高千穂町の上野地区で実施しております「上野すけっと共生牧場」について御説明申し上げます。

1の地区の概要でございますけれども、高千穂町上野地区は和牛繁殖が盛んなところでありますが、山間地域ということもありまして小規模経営が多く、また近年は、高齢化や後継者不足ということもありまして、小規模農家を中心に飼養規模が減少傾向にあります。このため、地区内で肉用牛の増頭に意欲の高い若い担い手農家3戸で「すけっと共生牧場」というものを組織していただきまして、自ら肉用牛の増頭を図るとともに、地域内の小規模、高齢化の農家を対象に、病気などのいろんな条件によりまして、一時的に管理が困難になった牛の管理なり作業を受託するサポート体制を、このすけっと牧場が担いまして、地域ぐるみで繁殖農家の経営の継続と肉用牛生産の振興に取り組んでいるところでございます。

2に事業内容を示しておりますが、事業実施主体は「上野すけっと共生牧場」で、3戸の若手農家で組織しております。事業は、平成16年度の県単事業でございますが、山間地域肉用牛生産サポートシステム整備推進事業ということ

で、和牛の繁殖40頭規模の牛舎を3棟計120頭規模作っておりますし、共同の堆肥舎等も整備しておるところでございます。ただ、この3棟の牛舎につきましては、山間地域でもありまして、3棟同じところを作る土地が確保できないということで、第1農場から第3農場に分散して設置しているところでございます。事業規模は2,600万円余でございます。

3に、事業の内容・効果を示しております。すけっと牧場としての地域からの受入れ枠を設定しております。1棟当たり10頭程度、3棟合計で30頭程度設けておりますが、1つには、不妊牛の受け入れと受胎確認後の返還。2つには、子牛の育成が不得意な農家の子牛を受け入れて、競り市に出荷するまで管理をする。3つには、廃業農家の母牛が管外に出ていくのを防ぎたいということで、その母牛を受け入れる。4つには、冠婚葬祭や旅行、病気など諸々の事情で一時的にどうしても飼養管理ができない時の受け皿になる、そのような取組をしているところでございます。

また、非常に飼養農家が高齢化しているということもありまして、競り市への牛の運搬・引出し作業、また、爪や角を切る作業、さらには粗飼料生産のための堆肥散布や収穫作業、このような労力を要する作業は非常に困難になっておりますので、そのようなことをすけっと牧場が請け負っておるということで、ヘルパーとしての機能も果たして地域の肉用牛生産に貢献している状況でございます。

具体的な数字は示しておりませんが、JA高千穂地区では、西臼杵地区全体で平成14年度から繁殖雌牛を6,500頭まで増頭しようという運動を展開されておりましたが、5年後の今年の3月末に達成されました。この地区のすけっと牧

場についても、地域全体の増頭に大きく貢献したというふうに評価されていると聞いておるところでございます。以上でございます。

○原川農村整備課長 資料の7ページでございます。中山間地域総合整備事業、酒谷地区についてでございます。

まず、1の地区の概要でございますが、酒谷地区は日南市の北西部に位置しております。農地が酒谷川流域に展開しておりまして、その上流に広大な森林が広がる中山間地域でございます。また、山地の占める割合が高く、傾斜も厳しいということで、生産基盤整備が遅れまして、規模拡大、高付加価値農業の導入が困難であり、耕作放棄も進行していったということでございます。こういう状況を受けまして、中山間地域総合整備事業で、農業生産基盤と生活環境基盤を一体的に整備し、併せて、この地域に農村の文化遺産であります坂元棚田がございます。こういう地域資源を活用して地域の活性化を図ることを目的として事業を実施したものでございます。

次に、2の事業内容についてでございます。まず、事業の実施主体は県でございます。事業の年度は、平成11年度に着手して本年度に完了する予定でございます。

(3)の施設の概要でございますが、まず、農業生産基盤整備といたしましては、①の農業用の排水路、②の農道整備、③のほ場整備を実施しております。また、生活環境基盤整備につきましては、④の農業集落道から⑧の農村公園を実施しております。事業費は13億3,400万円でございますが、国が55%、県が30%となっております。

次に、3の活動内容・効果でございますが、(1)の農業生産基盤整備におきましては、耕

作放棄地を取り込んだ形でほ場整備をしております。その関係で、農用地の有効利用や労力の節減が図られ、また、施設園芸の作物が導入されるなど高付加価値農業への取組が見られます。また、ほ場整備を行った地区におきましては、集落営農の設立に向けた動きが見られるところでございます。

次に、(2)の生活環境の整備につきましては、営農飲雑用水施設の整備による安定的な営農用水、生活水の確保をはじめ、集落内の排水路、浄化水槽等の整備を行うことにより、安全で暮らしやすい生活環境の改善が図られております。

また、(3)の農村公園の整備では、棚田100選に選ばれております坂元棚田の展望台とその周辺を整備し、またこの地域では、過年度に棚田保全整備事業で坂元棚田の整備を実施しております。この整備と併せて、棚田を訪れる人にその魅力を一層理解していただくことができるようになっております。

また、(4)でございますけれども、生産基盤及び生活環境の整備により、事業着手以前から活動していたむらおこしグループなどの活動に加えまして、事業実施後、新たな地域活性化組織が設立されました。例えば酒谷のグリーンツーリズム協議会などが平成14年度に設立されまして、地域の活性化に向けた取組が行われているところでございます。以上でございます。

○岡崎地域農業推進課長 それでは、本県の市町村別耕作放棄地の状況について御説明いたします。

資料の8ページをお開きください。また、次の9ページには、旧市町村別の耕作放棄地率を色分けした地図を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

2005年の農林業センサスによりますと、農家

が保有する農地の耕作放棄地は2,969ヘクタールとなっておりまして、経営耕地面積の5.4%を占めております。これは、全国の5.8%、九州の7.4%と比較すると少ないものの、10年前と比較しますと709ヘクタール増加いたしております。特に、地域分類で見ますと山間地域で7.9%と高く、164ヘクタール増加しております。

次に、10ページをお願いいたします。市町村ごとに経営耕地に占めます耕作放棄地率、表の右から3番目を見ますと、東郷町の17.6%が最も高く、日向・入郷地域など県北の山間地域の市町村や、高岡町、須木村等で高くなっております。また、右から2番目の10年前と比較した耕作放棄地の増減率で見ますと、須木村、えびの市、国富町、西郷村、日之影町で2倍以上増加いたしております。一方、農家が耕作を行う経営耕地そのものが、10年前と比較いたしますと8,105ヘクタール減少しております、表の一番右側の経営耕地増減率は、山間地域では、10年前の経営耕地の14.8%に当たります1,218ヘクタールが減少し、平場の10.3%、中間地域の10.9%と比較して5ポイント高い状況となっております。市町村ごとに見ますと、田野町や川南町ではほとんど減少していないのに対し、北浦町や西米良村等の山間地域や、都城市、宮崎市、延岡市等の都市的地域を中心に20%以上の減少が見られます。

8ページにお戻りいただきたいと思っております。次に、2の耕作放棄地解消対策についてでございます。本県では、耕作放棄地の解消を図り、その発生を抑制するため、今議会に補正予算をお願いしているところであります。

まず、①の「地域が考える優良農地再生・確保対策事業」であります。この事業は、農業委員会の農地パトロール等で調査されました耕作

放棄地や遊休ハウスの再生・撤去に取り組む活動を助成する事業で、平成14年度から実施いたしました本事業の前身の事業とあわせまして、305ヘクタールの耕作放棄地を解消しております。

次に、②の国産粗飼料安定確保対策事業であります。水田やくり園などに種付けをした肉用牛の放牧を行うことで、鳥獣被害の減少による生産意欲の回復や耕作放棄地の再生が図られるとともに、肉用牛経営の規模拡大も図られることから、農業改良普及センターが核となりまして、双方の利用調整によります中山間型集落営農方式として推進を図っております。本事業では放牧に必要な資材等の助成を行っております。

次に、③の中山間地域等直接支払制度であります。農業・農村が有する多面的機能の維持・涵養を図るため、集落の将来ビジョンを明確にし、集落営農など農業生産活動を継続する前向きな取組を行う集落の支援を行う事業であります。

耕作放棄地につきましては、国も、全国の農振農用地区域内に15万3,000ヘクタールの耕作放棄地があることを重視いたしまして、8月までに全市町村に遊休農地解消計画を策定するよう求めておりまして、現在、策定作業が進められているところであります。県といたしましては、今後ともこれらの事業を活用し、今回策定いたします市町村の解消計画が着実に進みますよう支援を行ってまいりたいと思っております。

説明は以上であります。

○河野哲也委員長 執行部の説明が終わりました。御意見、御質疑等ございましたらお願いいたします。

○中野一則委員 6ページ、上野地区の説明をしていただきましたが、「上野すけっと共生牧場」

というのは、共同で経営されるようになっているんですか。40頭規模の牛舎3棟、共同利用堆肥舎ということで、また、ばらばらに作らなきゃならなかった、分散という話でしたが、1人の人が全部経営されているのか、それとも3戸でやっているのか、それとも3棟牛舎を作って共同で経営されているのか、その辺りをお聞きます。

○荒武畜産課長 管内の若い3戸の農家の方の共同の組織でございます。

○中野一則委員 経営上もそういうことになっているわけですか。

○荒武畜産課長 既存の牛舎等を持っていらっしゃいますので、それについては当然個人だと思いますが、この事業で作りました上野すけつと牧場につきましては共同で運営していただくことになっております。

○中野一則委員 次に、5ページ、椎葉の矢立地区、位置は分らんわけですけども、こういう条件の悪い所で非常にすばらしい成果が出ているという説明でしたが、個々の農家の経営上の内容というのは、非常にすばらしい農家経営をされている事例があるんですか。

○小八重農産園芸課長 個々の農家の経営概況ですか。

○中野一則委員 経営の中身。

○小八重農産園芸課長 この中に14戸の農家が入っていらっしゃるわけですが、ハウレンソウの農家が8戸、夏秋イチゴの農家が1戸、トルコキキョウの農家が2戸、ラナンキュラスの農家が2戸、飼料作物の農家が5戸で運営されています。ただ、トルコキキョウとラナンキュラスの農家は熊本県の農家であります。

○中野一則委員 場所は県境なんですか。

○小八重農産園芸課長 場所的には市房山から

入ってくるのが一番便利だというふうに聞いています。上椎葉からは40分ぐらい、西米良のほうから入ってきても40分ぐらい。この中に小林の花の鉢物の農家もいらっしゃるんですけども、この人は市房のほうから入ってくるそうです。熊本の農家も湯前のほうから入ってきちゃいます。あとは地元に住んでいらっしゃる方です。

○中野一則委員 小林とか熊本から来ていらっしゃる方は、ここに移住されて、ここでこういう農業経営をしているということですか。

○小八重農産園芸課長 通いです。小林からの人も通いで来ますし、熊本の人も通いです。時間的には、小林から来ても2時間弱で来るそうですし、熊本の人吉、湯前のほうからは1時間ぐらいで来ます。

○中野一則委員 こういう事業はかなりの助成があったと思うんですが、熊本県の方がここにそういう施設を作っても、県の事業で補助があったわけですか。

○小八重農産園芸課長 この事業は、(2)に2つの事業がありますが、中山間地域新農業育成支援事業というのはリース事業でありまして、この施設を農協が建てまして、年12万円のリースで貸しています。もう一つの立体園芸産地確立強化事業もリースということで、これは年15~20万円で貸しているところです。いずれにしても、リースですから、県外の方も払っていただければいいということです。

○中野一則委員 要は、地元を含めてその農家の経営状況が非常によくなって、自立できる経営体になっているということですか。

○小八重農産園芸課長 説明しましたように、古くは大根とかいろいろ作られていたんですが、非常に雨が強くて、大根を蒔いても雨の叩きで

全部芽が表に出るということで、ほとんど作物ができない状況でありました。それを何とかクリアするために、雨にも風にも強い丈夫なハウスを建てます。標高が1,000メートル近くあり、宮崎ではない土地ですので、夏秋野菜や夏秋の花等を作っているところです。中心になります夏秋ハウレンソウを5月下旬から2月下旬まで作っていますし、夏秋イチゴは6月下旬から12月下旬、花は9月中旬から11月下旬ということで、県内の中山間地で不利を克服できたい事例ではないかと思っております。

○黒木正一委員 関連いたしますけれども、椎葉村には、矢立ほどではないにしてもいくつか農業団地ができております。これまで山間地の人口が急激に減少してきた原因は、何といても所得がなかったと。せめて役場職員ぐらいの所得があれば人は残ると思うんですが、これからは人口減少はずっと続いていくことが予想されますし、それを食い止めることは現状では非常に困難なことだと思います。宮崎県でも、人口が将来的に増えると予想されているのは清武ともう1カ所ぐらいですよ。

こういうところで所得の確保ができれば、ある程度の人を残せるかもしれないと思うんですが、1戸当たりの所得としてどれぐらいを目標にしているのかお尋ねをいたします。

○小八重農産園芸課長 先ほどの質問にも答えられていませんでしたので、併せて答えたいと思います。

ここで施設ハウレンソウを作っている方の例を出しますと、43アールの施設ハウレンソウを作って、年間871万円の販売になっており、約550万円の所得が生まれているところです。花のランタンキュラス、トルコキキョウ合わせて400万円程度の所得を生んでいます。

○黒木正一委員 椎葉方面を歩くと、若い人がいるところは、施設型の園芸のところ、和牛を飼っていらっしゃるのところ、他は年寄りばかりということだと思うんです。こういうところが成功するかどうか、山村の農林業振興の鍵を握っているんじゃないかと思っております。

そして、椎葉の向山地区にも花をやっている団地が1カ所あります。あそこは椎葉の奥も奥、熊本県境ですけれども、世帯数から見た小学校に入る前の子供の数が、他と比べて圧倒的に多いんです。なぜあそこに子供が多いのかと若い人たちに聞きますと、時間はかかるけれども、役場とか農協、森林組合等の職場に通っている人が結構多い。それからこういう団地がある、そういう中で何らかの所得を得ていると。所得はそれほど多くないけれども、子供たちのことを考えてくれと、そういう意識でもって、同級生とか地域の人が帰ってこい帰ってこいといって仲間をふやしているような地域があるんです。こういう施設というのは元手がかかりますから、後で償却していくのも大変だと思います。そういう指導体制をどうしていくのかということも重要だと思うんですが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○小八重農産園芸課長 今例に出ました向山地区もいろんな取り組み、また新たな取組がなされていまして、17年度にハウス等を約50アール建てて、花や夏秋イチゴを作ろうということで取り組んでいらっしゃいます。それと、お話にありましたように、私も向山地区に行ったことがあるんですけれども、若い人が帰ってきていらっしゃるというふうに聞いています。いずれにしても、直接自分で建てるといのはなかなか難しいでしょうから、役場と農協に連携してもらって、リース事業で農家の負担を少なくし

て、この地域は宮崎にない条件を持つ夏秋の団地ですので、それをきっちり売っていきたくと思っています。

それと、販売するために、中山間ゆえに距離があるというハンディがありますけれども、これについては農協に頑張ってもらって、今のところ、例えば矢立では、矢立集荷場から椎葉までは農協が集荷してしまっていて、その後は運送会社に頼んでいるということで、きっちりルートができています。そういうことで総合的に対応していければと思っているところです。

○米良営農支援課長 そういう取組をされる農家への支援ですけれども、特に新しく取り組む品目あるいは新しく参入される方が多いと思っておりますので、農業改良普及センターを中心に現地のほうで重点的に指導を行っているということでございます。

○黒木正一委員 標高の高いところの栽培試験というのは平場ではできないわけです。ああいう団地を見ていていつも思うんですが、標高の高いところに農業試験場分場的なものを持って行って、そこで技術指導を行い、全部若い女性を雇用する。そうすると地域も活性化するんじゃないかと思うんですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○玉置農政企画課長 試験場のことでございますけれども、今、佐土原に農業試験場がございます。中山間に向けて特別な対策も平成18年から打っております、先ほどの夏秋イチゴとかラナンキュラスといった試験研究もしております。試験場の分担の問題につきましては、公共施設の地域における役割いろいろあると思います。いろいろ課題があると思いますので、まずは今の試験場において中山間の取組をきっちりやって、その技術をどう地域に持っていかと

いうようなこともやっていきたいと思っておりますし、また、実証ほのほうで、椎葉村、高千穂、五ヶ瀬、諸塚、いろんところで現地の試験を平成19年度も予定しております。そういった形で試験の成果を発揮させていきたいと考えております。

○小八重農産園芸課長 併せて、農産園芸課のほうでは、元気みやざき園芸産地確立事業の中のソフト事業の高冷地園芸振興対策事業で、西米良、椎葉、五ヶ瀬、高千穂でそれぞれの地域の品目の課題について現地実証ほを行っています。18年度では、椎葉ではハウレンソウ、ミニトマト、さらにはトルコキキョウの試験をしているところです。

○中野廣明委員 資料の8ページで、経営耕地面積、これはどういう定義ですか。いわゆる農地法でいう農地、現況は杉山だけど、字図を見ると田畑であったりするわけですが。

○岡崎地域農業推進課長 ここでいう経営耕地面積というのは、農家が実際に経営している面積でございます。ただし、現在休耕していても、先には経営を開始するという土地も含まれております。お尋ねの現況山林というものについては含まれていないということでございます。

○中野廣明委員 今、本当に農業は、ハウスでもいいところはいいんです。やっぱり頭がいい経営、一生懸命しているところはいい。ちゃんと後継者はおる。ただ、農業数字見ると、本当、10年先どうなるかなということばかり考えているんです。

これは、人口のグラフを5歳刻みで作ってもらったんですが、農業従事者の5歳刻みの棒グラフと、その中で後継者がどれぐらいいるか。これは本当に大事な話ですよ。農業従事者を見てもみると、10歳代では1,000名ぐらい従事してい

るけど、20歳代になると800名ぐらいに減っている、そういう数字になっています。後継者ですね。それと、今、牛の競りに行くと1頭80万円とか出てきて、牛は確かにいいと思う。ただ、トータルで27万頭で、畜産農家がどうなるかという、3頭、4頭養っている小さい農家の人たちが、この計算上は7割から8割占めているわけです。その人たちが高齢化しておるわけです。それで、畜産をやっている人の肥育あるいは繁殖の年齢別従事者と頭数を、8月ぐらいまでによろしく願います。

○河野哲也委員長 今の資料要求、よろしいでしょうか。

○横田委員 「上野すけつと共生牧場」ですけれども、すばらしい活動をしていただいているなというふうに思います。ヘルパーの機能も果たしていただいているということで、本当にすばらしいと思うんですけれども、これを見て感じるのは、山間地でまとまった土地が確保できないために、地域内に分散せざるを得ないということです。私はいつも言っているのですが、またかと思われるかもしれませんが、のこくずの餌ですよね。こういう山間地にとって本当に打って付けの餌だと思うんです。今、中国産の稲わらも入ってこない、トウモロコシも燃料に回っていて非常に高騰している。そういう中でますます畜産の環境が厳しくなる状況にあると思うんです。だからこそ、のこくずの餌は有望じゃないかと思うんです。何でこれが普及しないのかなと思うんですけれども、利害関係がある農協の餌が売れなくなるので農協が反対しているとか、そういうこともあるんですか。

○荒武畜産課長 そういう具体的な話は聞いておりませんが、のこくず飼料につきましては、御案内のとおり、かつて試験場のほうで状況等

を調査したことがございます。その時に、牛の飼養そのものは別に支障はなかったんですけれども、解剖してみますと、内蔵関係が若干肥大するという所見もあったということもあります。その辺の懸念もあるということで、まだ全面的な普及に至っていないんじゃないかと思っております。ただ、委員がおっしゃるとおり、餌高ということもありまして、コスト的にどうなのかということもありますので、その辺についても対策の一環として検討、研究していきたいというふうには思っております。

○横田委員 確かに県の試験で余りよくない結果が出たということも聞いておりますけれども、あれから随分改良されて、20年間その餌をやつてうまくいっている農家もあるんです。農家がこれまでずっと試行錯誤の中でやってこられた現実もしっかりと見ていただいて、もうちょっと前向きに検討していただいたら、宮崎の畜産はがらっと変わるような気がしますので、これはしょっちゅういろんな機会に議論したいと思いますので、願います。

○野辺委員 耕作放棄地の2,969ヘクタールですが、これは水田と畑の割合はどういう形になっておるのでしょうか。

○岡崎地域農業推進課長 耕作放棄地ですが、田が941ヘクタール、畑が1,055ヘクタール、うち普通畑が825ヘクタール、樹園地が230ヘクタールとなっております。

○野辺委員 いろんな原因があると思うんですが、耕作放棄地になった一番大きな原因としてはどういうことを考えていらっしゃいますか。

○岡崎地域農業推進課長 国のほうで原因を追求しておりますが、その中で言われているのは、まず、全国的には高齢化、後継者不足、それから農産物価格の低迷、基盤整備などの遅れとい

うふうに言われております。九州で原因を追求しておりますが、特に中山間農業地域では、担い手の減少、高齢化による労働力不足、それから鳥獣被害などを含む生産性が低いということ、ほ場整備の遅れというようなことが言われております。

本県の発生要因ですが、発生割合は水田や樹園地などで多くなってきております。これは1つには、米やミカンなど生産調整等を行ってきた品目で多くなってきているんじゃないかと考えられます。

○野辺委員 確かに今言われたようないろんな原因があると思うんですが、その中で、条件の悪いところ、特に畑の場合は耕作放棄地が多いと思うんです。そういう中で、これはシラス台地しか該当しないと思うんですが、農地保全事業等を積極的に進めることによって耕作放棄地が蘇るんです。こういう厳しい時代であっても、いろんな事業に積極的に取り組むことが耕作放棄地の解消にもつながると思うんですが、その辺について、県として今後積極的にやっていける考えはないでしょうか。

○原川農村整備課長 耕作放棄地と基盤整備の関係ですけれども、確かに基盤整備すればかなり耕作放棄の解消に貢献できるんじゃないかと思っております。それで、資料の3ページの上の方に、特に中山間地域の条件不利地域で行う基盤整備の代表的な事業を挙げさせていただいております。我が県でも中山間地域は農地の6割ぐらいを占めるということで重要な役割がありますので、こういう条件不利地域では、通常50%の補助のところを5%上乘せする、こういう事業を活用してやっていく必要があるんじゃないかと思っております。

○野辺委員 基盤整備事業は、農家の負担が

なり多いので、なかなか現実的には難しいと思うんです。したがって、県内全域ではできないと思うんですが、ほとんど農家の負担がなくてできる農地保全事業、ほ場整備までやるとなかなか応じてくれないけれども、こういう事業をやることによって、昔の農道は今の大型トラクターなんか通りませんので、集排水とか簡易の道路等によって放棄地が蘇っている面が多々ありますので、ぜひ生産者の農家の負担が少ない事業を県としても積極的に進めてもらう、このことによってかなり耕作放棄地が解消できるんじゃないかと思っております。そういう面で取組をお願いしておきたいと思えます。

○原川農村整備課長 今御指摘があったとおり、中山間総合整備とか、中山間地域で行う特殊な事業だけじゃなくて、農地保全については、いわゆる農地保全するために山際の排水路をきちんと整備するというところで、国と県でほとんど持つという制度もありますので、そういうことをうまく活用しながらやっていきたいと思っています。

ただ、どうしても個人の財産を触るということで、土地改良法上、ある一定地域まとめて農家の同意が要りますので、こういうことも含めて地元の理解を得ながらきちんとやっていかなきゃいけないと思っています。

○緒嶋委員 耕作放棄地の解消というか、少なくするという意味では、直接支払制度ですね。高齢化するとなかなか自分の土地を自分で管理できないので、集落協定を結んで直接支払制度を有効に活用した中での耕作放棄地の解消が中山間地域ではかなり成果を上げておるわけです。それを有効に生かすことによって、特に条件不利地域ではうまくいっておる。私はそう思うんですけれども、中山間地域等直接支払制度の存

続を含めて、県はこの辺りはどう認識されておるかお伺いします。

○岡崎地域農業推進課長 緒嶋委員のおっしゃるとおりで、1期対策が平成12～16年、今2期対策に移行しております。これが平成21年度までとなっております。これについてアンケート等で聞いてみますと、今まで集落内で話合いができなかったのが話合いができたとか、排水の簡易な清掃が進んだということで大変いい評価を得ております。今年度が中間年に当たりますことから、第三者を交えた検討もすることになっておりますので、いい事例をどんどん声を出していきながら、将来に向けてつなげていきたいと考えております。

○緒嶋委員 先ほど野辺委員も言われたとおり、農地保全事業や中山間地域等直接支払制度等うまくマッチさせることによって、国土保全を含めて、地域を守らにゃいかん、そして農業を振興しなきゃいかんという共同意識がものすごく生まれてきておるわけです。これについては2期で終わるんじゃないくて、将来的にも、特に条件不利地域の国土保全的な意味も含めて、中山間地の自給率の向上も含めて、多面的に今後とも推進していかないといけない制度だと思いますので、県のほうもそういう認識で今後とも取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

○中野廣明委員 3年前ぐらいかな、後藤部長の前の前、農業長期計画ができた時に、200人農業就業者ができて、2,000人辞めますという話がありました。宮崎県の農業については、ばらまき補助金から、認定農業者を主体とすることで、8,000人ぐらいが目標で、今1,000人超してますよね。問題は、田舎に行っているいろいろ聞くけど、農業者の人とか、役場に行っても、認定

農業者になりたいとかいう話じゃないんです。認定農業者といたら、要はその耕作面積がどんどん増えていかんと意味がないわけですね。認定農業者については恐らく公表されたものがあるでしょうから、認定農業者の年齢別構成と作付面積、できたら棒グラフで資料をよろしくお願いします。

○中野一則委員 耕作放棄の率が九州や全国から見て低いということですが、実態は2,969ヘクタール、いわゆる宮崎の経営面積よりも大きいわけです。これがどんどん増えている現状ですが、耕作しなきゃならんと思うんですけれども、農家あるいは行政が農地を管理する責任。そういう法的縛りがあるのかということと、放棄地に対する責務ですね、罰則を含めて。こういうものが所有者あるいは行政に法的にあるのかということをお教えいただきたいと思います。

○岡崎地域農業推進課長 はっきりは覚えていませんけれども、御承知のとおり、農地関係を規制している法律は、農地法、あるいは「農業振興地域の整備に関する法律」があるんですが、この中で罰則付きの責務というのはなかったやに記憶しております。

○玉置農政企画課長 耕作放棄地については、経営基盤強化法の平成17年度の法改正で、まずは農業委員会が主導という形で農業委員会が解消するものですが、厳しい場合は、市町村が勧告をしたり、最後は都道府県知事が調停に乗り出すというのもあるんですが、そこまで厳しい罰則をもって解消するというのは現実問題としてはないと。一応都道府県の調停まではあるんですけれども、現実問題としては指導の段階で解消するかしないかという感じになっています。

○河野哲也委員長 今後調査を続けていく中でいくつか課題があったと思いますので、しっか

りと調査していきたいと思ひます。

以上で農政水産部を終わりたいと思ひます。

執行部の皆様は御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時58分再開

○河野哲也委員長 委員会を再開いたします。

協議に入ります前に、まず、今後の日程について、確認と御相談をさせていただきます。

資料2をごらんください。当委員会の活動計画案を、前回の委員会から修正してお手元に配付しております。

このうち、ゴチックで書いております8月の県南調査についてであります。当初の予定が高速道関係の上京陳情と重なるため、1日繰り上げて、8月6日から8日までとさせていただきますところでありまひす。御確認をお願いします。

次に、同じくゴチックで書いております県外調査についてであります。前回の委員会でお配りした活動計画案では10月10日から12日までの予定となっておりますが、現在、3つの特別委員会の県外調査が同じ日程となつてしまいました。調整不足という部分がありましたが、差し支えなければ、当委員会の県外調査を10月15日から17日でお願ひしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野哲也委員長 それでは、5の協議事項(1)の県内調査についてであります。7月17日から19日まで予定しております県北調査については、前回委員会で正副委員長一任を受けまして、日程案を資料3のとおり作成いたしました。

前回の委員会の意見を踏まえまして、西米良

・東米良方面、五ヶ瀬町桑野内地区、諸塚村などを調査先としております。これでいかがでしょうか。

○濱砂委員 行程については何も言うことはありませんが、内容について、西米良村のワーキングホリデーと銀鏡集会所の山村留学の里親との意見交換会、これもいいんですが、できましたら、過疎対策ですから、今出ましたような山林の崩壊地域とか人口減少の状況、生活の実態等々を調査の項目に含めていただくとありがたいと思ひます。

○緒嶋委員 2日目、午前中、延岡から高千穂で昼食ですが、宿舎を10時半出発の時間そのものが遅いような気がするんです。午前中に1カ所ぐらいせんと、午前中は昼飯食うために移動するだけのような行程はどげなものかな。もうちょっと早く9時発とかにして、1時間半どこかに視察を入れられるんじゃないですか。もつたないような気がするんです。

○河野哲也委員長 実を言うとその件があつたんですが、218のルートで行きますと、高千穂までの間は、北浦、北川には日程的に難しいと思ひますが、北方、日之影なら1カ所行けるかもしれません。

○中野一則委員 先ほどの説明で、私は椎葉村の矢立地区を非常に興味深く聞いたんですが、これを入れるのは無理なんですか。無理なら個人で行きたいと思ひますが。

○河野哲也委員長 今、2点ございましたが。

○濱砂委員 さっき話しましたように、銀鏡集会所に行きますから、そこでの調査内容に「山村地域の実態調査」というのをに入れていただけませんか。

○河野哲也委員長 今の調査項目を集会所内の調査の時に増やすという点と、2日目、昼食の

間で1カ所ということで、詳細につきましては、調査日が迫っていますので、正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野哲也委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

なお、後ほど書記が調査の出欠につきまして確認いたしますので、よろしく申し上げます。

8月の県南調査であります。もう一度資料2をごらんください。県南調査につきましては、8月6日から8日に予定しておりますが、今回の7月の閉会中の委員会から余り日を置かず実施されることから、調査先について、皆様から御意見がありましたらお伺いしたいと思います。ですが、ございませんでしょうか。

では、調整につきましては正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○河野哲也委員長 では、そのような形で進めさせていただきます。

協議事項(2)の次回委員会につきましては、県北調査の翌週の7月23日に予定されておりますが、先ほどの資料要求は間に合わないかもしれません。よろしいですか。

他に資料要求等ございませんでしょうか。

最後に、その他ございませんでしょうか。

では、先ほど申し上げましたが、当委員会の次の活動は7月17日からの県北調査となりますので、御参加をよろしくお願いいたします。

その翌週、7月23日、次回委員会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後0時7分閉会